

自立訓練センターと社会就労センター(セルフ)は、 新体系に移行しました

リハビリセンター施設部の指定肢体不自由者更生施設『自立訓練センター』と指定特定身体障害者通所授産施設『社会就労センター【SELF】』は、平成22年4月より新体系に移行しました。今号は、新体系となった施設部の自立訓練センターと社会就労センター(セルフ)を紹介します。

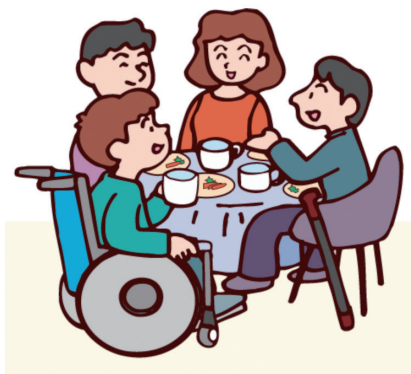
平成18年10月 障害を持った方が地域で暮らせる社会に、自立と共生の社会の実現のために、障害者自立支援法が完全施行されました。

その5つのポイントは・・・

- ① 3障害(身体・知的・精神)の制度格差の解消
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③新たな就労事業を創設
- ④客観的な尺度(障害程度区分)の導入
- ⑤国の費用負担の責任を強化



サービス体系を『日中活動の場』と『住まいの場』に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できるようになりました。これにより、障害を持った方の状態やニーズに応じて、より適切な支援が効率的に行えるようになりました。



自立訓練センターでは、『日中活動の場』となる日中支援として自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業を行うこととなりました。また、訓練のための通所が困難な方に対しては、『住まいの場』を提供すると共に、日常生活における援助が必要な方には、それぞれのニーズにあった支援を行う入所支援も併せて利用が可能となりました。

社会就労センターセルフでは、『日中活動の場』として、通所による就労や生産活動の機会を提供し、雇用への移行支援のサービスを行う就労継続支援B型事業所(非雇用型)となりました。

指定障害者支援施設

自立訓練センター

施設の役割

病気や事故等で身体機能や高次脳機能(言語・記憶など)に障害が残り、自分の望むライフスタイルを営むことが困難な方に、個々のニーズに合わせた社会的リハビリテーションを行い、自分らしい豊かな生活がおくれるように支援します。

日中支援

自立訓練 《機能訓練》

身体機能の回復を図ると共に、社会の一員として積極的に社会参加を果たせるように支援します。

◎訓練期間: 1年6ヵ月以内

◎定員: 62名

◎対象者: 身体障害者手帳(肢体不自由)を有する満15歳以上で常時の医療対応を必要としない方

自立訓練 《生活訓練》

生活能力の向上を図り地域での生活がスムーズに営めるように支援します。

◎訓練期間: 2年以内

◎定員: 13名

◎対象者: 医学的リハビリテーションが終了し、高次脳機能障害の診断書もしくは高次脳機能障害の為に精神障害者保健福祉手帳を有する満15歳以上の方、常時の医療対応を必要としない方

入所支援

日中支援を利用するにあたり、ご自宅からの通所が困難な方に対して生活の場を提供し必要な支援を行います。

◎定員: 70名

ショートステイ

在宅生活をしておられる方で、本人や同居の介助者の方の都合により一時的に生活の場を確保したい方にご利用いただけます。利用を希望される方は事前に自立訓練センターまでお問い合わせ下さい。

訓練科目


PT訓練・OT訓練・マット運動・歩行訓練・家事動作訓練・社会適応訓練

グループワーク(脳トレ・コミュニケーション・言語訓練・くつろぎ・社会生活力)

職能訓練(パソコン・陶芸・絵画・トールペイント)

一日の流れ

入所支援	
7:00～	起床
8:00～	朝食
9:10～	朝礼
日中支援	
15:45～	自由時間(入浴等)
18:00～	夕食 自由時間(入浴等) 就寝準備
22:00～	消灯



日中支援(自立訓練)	
10:00～10:45	1限目
11:00～11:45	2限目
12:00～	昼食
13:00～13:45	3限目
14:00～14:45	4限目
15:00～15:45	5限目



利用の手続き

指定障害者支援施設(自立訓練センター)にご相談いただき、また、見学などを通して当施設の訓練内容を十分にご理解下さい。尚、利用を希望される場合は『障害福祉サービス受給者証』が必要となりますので、居住地の市町村の福祉窓口にご相談下さい。

お問い合わせ

Tel : 0744-32-0209

就労継続支援B型事業所

社会就労センター セルプ

施設の役割

就労継続支援B型の施設として、一般企業での就労が難しい方、離職された方、仕事をする中で社会的自立を目指したい方へ、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行う施設です。

日中支援

通所による就労や生産活動の場を提供するとともに、就労に必要な知識、能力が身につくよう支援します。

定員

30名

対象者

障害を持っているが日常生活動作は自立しており作業ができる状態の方。

※就労継続支援B型の支給決定を受けていただく必要があります

一日の流れ

月～金曜日（土、日及び祝祭日は休業）

時間	内容
午前 9:00～	体操
9:05～	作業活動
10:00～	休憩
10:10～	作業活動
12:00～	昼食・休憩
午後 1:00～	作業活動
3:00～	休憩
3:10～	作業活動
4:20～	片付け・着替え等
4:30～	帰宅

※祝祭日があった週の土曜日は開所

利用期間

各人の作業能力等により、必要な期間。

年間行事

日帰りバス旅行・運動会・茶話会・講演会等



利用の手続き

まずは社会就労センターセルプにお問い合わせいただき、当施設を十分にご理解いただいた上で利用を希望される方は、管轄する福祉事務所または町村役場の障害者福祉担当窓口申請して下さい。

お問い合わせ

Tel : 0744-32-0697



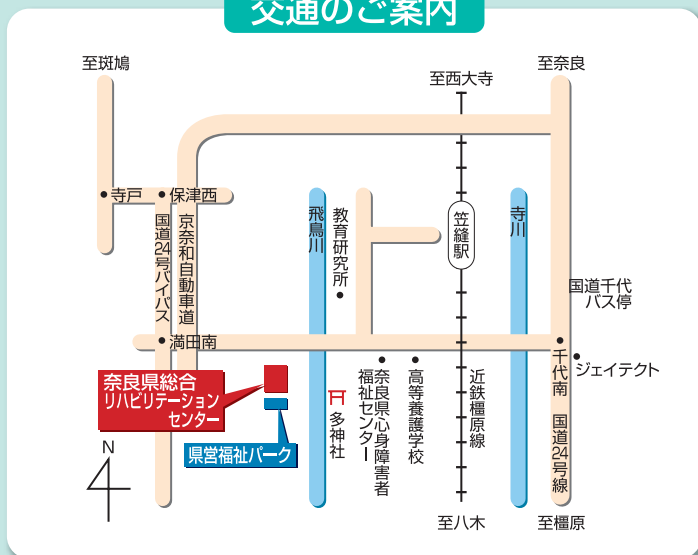
高次脳機能障害の原因疾患

診療部長 山野 繁

大脳の機能は、大きく運動機能、知覚・感覚機能、および高次脳機能の3つに分類されます。このうち、高次脳機能は、運動機能や知覚・感覚機能では説明できない言語・動作・認知に関わる脳機能のすべてを指しています。実際の症状として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、意欲の障害などが現れます。

高次脳機能は、大脳全体の面積の約3分の2以上で司られているため、種々の原因疾患によって発症します。18歳から65歳を対象とした高次脳機能障害の原因調査では、外傷性脳損傷(76%)、脳血管障害(脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血)(17%)の両方で90%以上を占め、低酸素脳症、脳炎、脳腫瘍と続きます。しかし、調査対象を50歳以上の中・高齢者に限ると脳血管障害の比率が高くなってきます。当センターにおきましても、中・高齢者の方が多いため、脳血管障害を契機に高次脳機能障害が認められるようになった方が最も多く、次いで外傷性脳損傷後となっています。これらの方々には運動機能、知覚・感覚機能のリハビリに加えて、生活を支えるための高次脳機能に対するリハビリが必要となってきます。

交通のご案内



交通機関

- 近鉄笠縫駅……1.3km
徒歩約20分
- 近鉄田原本駅……タクシー
約10分
- 近鉄八木駅……タクシー
約10分
……リハビリセンター行バス
約15分
(12/29~1/3は、運休)

奈良県総合リハビリテーションセンター

〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
電話0744(32)0200(代)
FAX0744(32)0208
<http://www2.mahoroba.ne.jp/~narareha/>
(社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団)

高次脳機能障害支援センター

○ 基本理念

私たちは障害のある方々の自立と社会参加に向け、総合的なリハビリテーションサービスを通して、相互に人格と個性を尊重し支え合う「ともに生きる」社会の実現に貢献します。

○ 基本方針

私たちは、基本理念を踏まえ、「利用者よし」「事業団よし」「地域よし」の「三方よし」の考え方を基本方針とし、職員一人ひとりが真心をもって、最適な医療・福祉サービスを提供します。